



2022年5月24日

各位

会社名 日本ドライケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 遠山 榮一
(コード番号：1909 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 亀井 正文
TEL. 03-5815-5050

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠社外取締役に関する規定を新設して補欠社外取締役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠社外取締役が社外取締役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>第16条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

<p>(新 設)</p> <p>第 17 条 (員数) 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>第 18 条 (選任) 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 19 条 (任期) 1. (条文省略) 2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 20 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 17 条 (員数) <u>1. 当社の取締役は、15 名以内とする。</u> <u>2. 当社の社外取締役は、1 名以上置くものとする。</u></p> <p>第 18 条 (選任) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、法令又は定款に定める社外取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠社外取締役を選任することができる。</u> <u>5. 前項の補欠社外取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 19 条 (任期) 1. (現行どおり) 2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。</u> 3. <u>前条第 4 項により選任された補欠社外取締役が社外取締役に就任した場合は、当該社外取締役として就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 20 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2022 年 6 月 24 日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 24 日 (金) (予定)